

介護予防訪問看護重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション西八代
所在地	西八代郡市川三郷町市川大門416番地
事業所指定番号	1960690012
連絡先	055-272-5194 (Fax ; 055-272-5131)
サービス提供地域	西八代郡 (市川三郷町)

2. 事業者の職員体制

職種	人員
管理者	1名 (従業者と兼務)
従業者	3名以上 (常勤3名)

3. 営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
※ 祝・祭日、12月29日から翌年の1月3日までを除きます。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 特に必要があると認めるときは、営業日、営業時間を変更することができる。

4. サービス提供の主な内容

- (1) 病状及び障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持・食事、排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防又は処置
- (4) リハビリテーション
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活又は介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 特別管理体制による訪問看護
- (9) 24時間連絡体制による訪問看護
- (10) その他医師の指示による医療処置

5. 利用料等

(1) 利用料・利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、次の利用料の1割、2割、あるいは3割が利用者負担金となります。

所要時間	利用料	利用者負担金 1割	利用者負担金 2割	利用者負担金 3割
～20分未満	3,030円	303円	606円	909円
～30分未満	4,510円	451円	902円	1,353円
30分～60分未満	7,940円	794円	1,588円	2,382円
60分～90分未満	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

※早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～10時）に訪問看護を行った場合は、上記金額の25%増しの利用料となります。

※深夜（午後10時～午前6時）に訪問看護を行った場合は、50%増しの利用料となります。

(2) 加算料金

加算内容	利用料	利用者負担 金 1割	利用者負担 金 2割	利用者負担 金 3割
サービス提供体制強化加算 I 勤続7年以上の職員が30%以上で要件を満たした事業所	60円／回	6円	12円	18円
退院時共同指導加算 退院・退所時に医師と連携	6,000円／回	600円	1,200円	1,800円
初回加算 I 退院した日に初回訪問 初回加算 II 上記以外	3,500円／月 3,000円／月	350円 300円	700円 600円	1,050円 900円
看護・介護職員連携強化加算 訪問看護事業所と連携して、痰の吸引等が必要な方	2,500円／月	250円	500円	750円
複数名訪問加算(I) 2人の看護師等が同時に30分未満に訪問看護を行う場合 30分以上 〃 (II) 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 30分以上	2,540円／回 4,020円／回 2,010円／回 3,170円／回	254円 402円 201円 317円	508円 804円 402円 634円	762円 1,206円 603円 951円

長時間訪問看護加算 特別管理加算対象者について 1 時間 30 分以上の訪問看護の実施	3,000円／回	300円	600円	900円
中山間地域訪問看護加算 実施地域外の中山間地域に居住される方	5 %／回 (基本利用料に対して)	0.5 %／回	0.5 %／回	0.5 %／回
特別管理加算 I 留置カテーテル等使用されている方、在宅悪性腫瘍指導管理等を受けている方等	5,000円／月	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算 II 真皮を超える褥瘡の状態、在宅酸素管理を受けている方、ストマ造設している方等	2,500円／月	250円	500円	750円
緊急時訪問看護加算	6,000円／月	600円	1,200円	1,800円

(3) その他利用料（実費）

加 算 内 容	利 用 者 負 担 金
エンゼル料 死亡後の看取りの手当	10,000円
交通費 西八代郡内 西八代郡外 実施地域を越えた所より 1km につき	無料 50円(往復)
延長料金 長時間訪問看護加算に該当しない方で 1 時間 30 分以上の訪問看護の実施 最初の 1 時間 以降 30 分ごと	2,400円 1,200円

(4) 利用者負担金の支払方法

口座振替もしくは、交付した振込用紙での支払いとします。

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。
- (2) 事業者は、サービスの実施にあたって、自らの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、賠償責任を速やかに行います。

7. 秘密の保持

- (1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、サービス期間中及びサービス終了後、第三者に漏らしてはならないものとします。
- (2) 事業者は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得た場合は、前項にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができるものとします。

8. 相談窓口、苦情対応

- (1) 相談・苦情連絡先
 - ・ 訪問看護ステーション西八代 担当：望月
Tel 055-272-5194
Fax 055-272-5131
- (2) その他
 - 居住町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることもできます。
 - ・ 市川三郷町役場介護課包括支援係
Tel 055-272-1106
 - ・ 山梨県国民健康保険団体連合会
甲府市蓬沢1-15-35（山梨県自治会館内）
Tel 055-233-9201

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の 有 無

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師等の指示に従います。

(1) 主治医

・ 医療機関名 _____

・ 主治医氏名 _____

・ TEL _____

(2) 緊急時連絡先

・ 連絡者氏名 _____

・ TEL _____

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 西八代郡市川三郷町市川大門416番地
訪問看護ステーション西八代

説明者

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印